

著作権Q&A

第21回

弁護士・弁理士(現代歌人協会会員)
竹内 亮



を持っています。

したがって、ある歌人の短歌をその歌人以外の個人、同人誌サークルや会社が雑誌やインターネットに掲載する

Q 同人五人で、定期的に短歌同人誌をつくっています。毎号、同人の作品を掲載するほか、同人以外の歌人数人にも作品の寄稿を依頼します。また、最近、一般の投稿欄も設けました。この同人誌を始めて来年で十年経つので、記念に書籍化を計画しています。記念書籍ではこれまで発行したバックナンバーから作品を転載し、投稿欄の歌も一部再録したいと考えています。バックナンバーに寄稿してくれた外部筆者や投稿者から再度承諾を取る必要があるでしょうか。なお、同人誌も書籍も少部数で、利益は出ません。

るためには、作者である歌人から承諾を得る必要があります。ただし、これには大きな例外があつて「引用」に当たる場合は、発表済み短歌を作者である歌人の承諾なく利用することができ、これをこの欄でも以前紹介しました。

さて、承諾に戻りますが、承諾について考える際に大切な視点は二つあります。

○どの範囲の承諾か

一つ目は、どの範囲で利用する承諾を得たかということです。特定の同人誌への掲載、特定の同人誌であつても二百部までという部数の制限、アンソロジーの書籍への掲載、特定のインターネットサイトへの掲載、インターネット全般への掲載など短歌の利用される場面にはたくさん方法がありますが、どの範囲で利用できるのかを歌人と承諾を得る側とで明確に約束しておくことが大切です。なお、短歌でも例が見られますが、映画化や外国語への翻訳というのも利用の方法のひとつです。

A 短歌は一首ごとに著作権があります。著作権には、紙に印刷して雑誌や書籍を制作する権利(複製権といいますが)、インターネットに掲載する権利(公衆送信権といいますが)のような利用方法ごとに分かれた権利が含まれています。

短歌の著作権の権利者は、ほとんどの場合、短歌をつくった歌人です。著作権者の歌人は、短歌をつくった段階で、すべての著作権

ホームページ、SNS、NHKの放送などで使用する場合がありま

○作者に残る権利

次に大切なのは、作者にはどの

範囲の権利が残るのか、ということとです。たとえば、角川短歌賞の募集要項には「受賞作品の雑誌掲載権は主催者(角川文化振興財団)に帰属します。」と書かれています。このため、受賞作品は作者であつても雑誌(同人誌も含まれる)と考えられます。には掲載することができないことになります。

角川短歌賞の受賞作が受賞後であつても「角川短歌」以外の雑誌に掲載されるのを避ける規定ですが、賞という性質から、合理的な内容であると思います。ただし、この場合でも、歌人が受賞後に自身の歌集(書籍)やインターネットサイトに受賞作を掲載することは可能だということになります。

NHK全国短歌大会の場合、特段の制限は書かれていませんので、入選が決まった後に歌人自身のインターネットサイトや同人誌に掲載することは妨げられません。

○短歌利用の特徴

少し前に、美術分野の団体から、美術コンクールに応募したら、作品の著作権が主催者に譲渡される要項になっているものがあるという問題を提起する声明が出されたという報道がありました。

著作権が譲渡されてしまうと、自身の作品集に掲載する場合にもコンクール主催者に逆に承諾を得る必要が出てくるため、美術作品の作者にとつては酷な状況といえます。

一般論としては、承諾の範囲は必要最小限とし、作品の利用ごとに作者に連絡を取って一件一件利用について承諾を取っていくことが可能であればそれが望ましいようにも思えます。

しかし、短歌界にとつては直ちにそうともいい切れません。質問の同人誌のようにスタッフも予算も限られる場面は短歌界ではよくみられますが、記念書籍を制作する際に再度全ての寄稿者、投稿者に承諾を取るのには現実的には困難な場面もあるでしょう。この質問の例では、当初の寄稿依頼、投稿募集の際に書籍化が含まれる承諾を得ていまいせんで、再度の承諾が必要になります。しかし、その結果として、記念書籍が出せないことになってしまうのも残念なことだと考えられます。

歌人が自身の歌集に掲載する権利が譲渡されるようなことは避けなくてはいいませんが、他方で、主にボランティアによって運営されている場面では、一定の範囲で、将来的な利用についても最初に承諾を得ておくこと(作者にとつても利用範囲が予告されていること)が合理的だと私は考えます。